

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 10 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年3月まで

私の国民年金は、昭和60年2月に母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は国民年金に加入当初の14か月と比較的短期間である上、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料を全て現年度納付していることから、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号は、昭和61年3月31日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、同市の保管する国民年金被保険者名簿に、申立人の国民年金の加入手続が同年4月下旬に行われ、その際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した60年2月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されており、加入手続時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、オンライン記録において、申立人の加入手続に近接する昭和61年5月19日に過年度納付書が作成された記録があることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4036

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 54 年 7 月に会社を辞め、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関から納付していた。申立期間が未納とされているので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の記号番号は昭和 55 年 7 月 14 日に社会保険事務所（当時）から A 市へ払い出されており、申立期間以前の 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料は過年度納付し、同年 4 月から 58 年 3 月までの期間の保険料は現年度納付していることがオンライン記録において確認できる。

また、申立期間は 6 か月と短期間である上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っており、申立人は国民年金の加入期間において、申立期間以外に未納は無いことから、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月
② 昭和 63 年 12 月から平成元年 7 月まで

私は、国民年金の加入手続の時期や場所等は覚えていないが、母に勧められたので、私か母が国民年金の加入手続を行い、昭和 62 年 4 月及び 63 年 12 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料を金融機関の窓口で納付したはずであるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録により、申立人は申立期間①直前の昭和 61 年度の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立期間①は 1 か月と短期間であることを踏まえると、申立人は直前の期間と同様に申立期間①の保険料を現年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄に被保険者でなくなった日が昭和 62 年 5 月 11 日、次の行に被保険者となった日が平成元年 8 月 19 日と記載されており、当該資格喪失日及び資格取得日はオンライン記録と一致することから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和 62 年 12 月に結婚して A 市から B 市に転居をしたと述べており、住民票により、同年 12 月 6 日に B 市に転入していることが確認できるところ、オンライン記録によれば、A 市から B 市への住所変更日は平成元年 8 月 19 日となっており、当該住所変更日は、申立人が初

めて第3号被保険者となった日と同日であることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和63年12月21日から第3号被保険者として資格取得届を行うまでの期間、転居先のB市で再加入手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から46年3月まで

私は、婚姻を契機に、A区で夫婦二人分の国民年金保険料の納付を始めたが、この時点で、未納期間がそれぞれ約5年あったため、この未納期間の保険料を納付しようと思い、第1回及び第2回特例納付制度を利用して、申立期間のほとんどを納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第1回及び第2回特例納付制度を利用して、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料のほとんどをA区役所の窓口で納付したと主張しているが、B年金事務所は、特例納付制度で納付する保険料は同区役所窓口で納付することはできなかったと回答している上、申立人の特例納付に係る記憶が定かでないことから、申立期間の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人の特殊台帳には、特例納付した形跡は無く、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、A区の保管する第2回特例納付に係る「附則18条納付者リスト」に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を一緒に特例納付したとする申立人の妻の特殊台帳においても特例納付した形跡は無く、申立期間は未納と記録されている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から47年3月まで

私の夫は、婚姻を契機に、A区で夫婦二人分の国民年金保険料の納付を始めたが、この時点で、未納期間がそれぞれ約5年あったため、この未納期間の保険料を納付しようと思ひ、第1回及び第2回特例納付制度を利用して、申立期間のほとんどを納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が第1回及び第2回特例納付制度を利用して、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料のほとんどをA区役所の窓口で納付したと主張しているが、B年金事務所は、特例納付制度で納付する保険料は同区役所窓口で納付することはできなかつたと回答している上、申立人の夫は特例納付に係る記憶が定かでないことから、申立期間の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人の特殊台帳には、特例納付した形跡は無く、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、A区の保管する第2回特例納付に係る「附則18条納付者リスト」に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を一緒に特例納付したとする申立人の夫の特殊台帳においても特例納付した形跡は無く、申立期間は未納と記録されている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4040

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 8 月 20 日に A (学校) を卒業し、同年 10 月から 52 年 9 月まで B 事業所に勤務していたが、当該期間の国民年金は事業所で加入すると言われ、毎月の給料から国民年金保険料を控除されていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していた B 事業所が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和 52 年 4 月 21 日に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張する 51 年 10 月に加入手続が行われ、同月より保険料が納付されていたとは考え難い。

また、C 市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間は未納と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録と一致している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする B 事業所の関係者からは事情を聴くことができないため、申立期間に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から59年2月までの期間及び61年6月から63年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から59年2月まで
② 昭和61年6月から63年5月まで

私は、会社を退職した都度、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した都度、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の所持する年金手帳には、申立期間の保険料納付の前提となる国民年金の記号番号の記載は無い上、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得日及び資格喪失日が平成13年5月25日に追加処理されたものと推認できることから、この追加処理時点まで、申立人の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4042

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 8 月に国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたが、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になった後も市役所で納付書を作成してもらい、市役所及び金融機関で平成 4 年 3 月まで保険料を納付していたので、申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者該当後も平成 4 年 3 月まで国民年金保険料を納付していたと主張するところ、オンライン記録上、申立人の昭和 61 年 4 月 1 日付け第 3 号被保険者該当の入力処理は同年 4 月 18 日に行われ、厚生年金保険の被保険者資格取得による平成 4 年 4 月 1 日付け第 3 号被保険者非該当の入力処理は 6 年 1 月 7 日に行われていることが確認でき、申立人の年金手帳にも、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者に種別変更し、平成 4 年 4 月 1 日に国民年金被保険者を資格喪失した記載がなされていることから、申立期間は保険料の納付を要しない第 3 号被保険者期間であり、制度的に国民年金保険料納付書が発行されることは無い。

また、第 3 号被保険者期間に保険料の納付が行われた場合は、機械的に過誤納となり、その保険料が還付されることとなるが、申立期間についてオンライン記録に過誤納発生記録は見当たらず、保険料の納付が行われた事実はうかがえない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金の記号番号は払い出されていない上、申立期間の保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4043（事案 2347 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年4月まで

私は、夫に勧められ、昭和36年4月頃A町役場（現在は、B市役所）で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。夫が私に加入を勧めたのは、夫の元同僚から国民年金制度発足の情報を得たためであることから、今回の再申立てに当たっては、夫の元同僚の人事記録を調査し、国民年金に加入していることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は昭和42年5月頃に国民年金の任意加入手続を行ったと推認できること、ii) 申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であること、iii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できないこと、iv) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張である上、申立人の夫の元同僚の人事記録については、当委員会の判断に影響を与えるものではなく、これは当委員会の当初の決定を変更する新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4044

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、申立期間当時学生であったため、父から私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと聞いていたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年6月22日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年7月頃に行われ、その際、B共済組合員の資格を喪失した45年4月1日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したことが推認できるところ、申立人は、申立期間当時大学生であることから、申立期間は国民年金の任意加入対象期間となる上、任意加入対象期間は加入手続の時点から遡って加入することはできず、申立期間は国民年金に任意未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は36か月の長期間であり、申立期間後も1か月の未加入期間2か所及び15か月の未納期間1か所がある上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっており、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間に保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 7 月までの期間、58 年 9 月から 59 年 9 月までの期間、平成 9 年 6 月及び 11 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 7 月まで
② 昭和 58 年 9 月から 59 年 9 月まで
③ 平成 9 年 6 月
④ 平成 11 年 3 月

私は、昭和 56 年 4 月から A 事業所に勤務し、B（職種）の指示で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付してきた。57 年 8 月からは C 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入したが、退職した 58 年 9 月から再び国民年金の加入手続を行い、保険料を毎月納付してきた。また、平成 9 年 6 月及び 11 年 3 月の保険料についても納付しており、保険料は、これまで 1 月たりとも未納にしたことは無いはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 60 年 10 月頃と推認できることから、当該加入手続を行うまで、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、申立期間①当時には国民年金保険料を納付できなかったと考えられる上、国民年金の加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間②については、D 市の国民年金保険料収滞納一覧表には、昭和 60 年 4 月より前の記録は無く、納付状況は不明であるが、E 市の国民年金被保険者名簿には、保険料の納付月数が昭和 56 年度から 58 年度までは「0 か月」、59 年度は「6 か月」となっており、オンライン記録と

一致する。

さらに、オンライン記録によれば、厚生年金保険の被保険者記録が判明したことにより、昭和 60 年 11 月 5 日に国民年金の被保険者資格を 57 年 8 月 1 日に喪失、58 年 10 月 1 日に取得とする資格記録が追加されていることから、当該資格記録が追加されるまで、56 年 4 月から 59 年 9 月までの期間は長期にわたる未納期間であったことがうかがえる上、追加された当該資格記録は、平成 3 年 3 月 14 日に喪失日を昭和 57 年 8 月 18 日に、取得日を 58 年 9 月 21 日に、それぞれ訂正されたことが確認でき、資格記録の訂正により、申立期間②のうち同年 9 月の保険料については、仮に納付済みであれば過誤納となるどころ、過誤納となった記録は無く、還付された形跡も見当たらないことから、申立期間②の保険料を納付していたとは推認し難い。

加えて、申立期間③及び④については、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない期間である上、申立人は申立期間③及び④に係る具体的な納付場所、納付金額等について記憶が無いと述べており、保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
私の母が A 市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。A 市役所では、2 年間しか遡って国民年金保険料を納付することができないと言われたが、母から、6 年間の保険料を遡って B 銀行（当時）で一括納付したと聞いており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成 3 年 1 月 30 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年 10 月頃に行われたことが推認できる上、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年 4 月 1 日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4047 (事案 3683 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から63年6月までの期間、平成2年6月、3年7月から同年10月までの期間及び5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から63年6月まで
② 平成2年6月
③ 平成3年7月から同年10月まで
④ 平成5年1月

私は、A(職種)期間が切れた平成2年6月頃に、B市役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、職員から国民年金保険料は2年間遡って納付できると指導され、申立期間①の保険料を納付した。保険料を納付したことを示す20年も前の資料は無いが、申立期間②、③及び④についても絶対に未納としていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、社会保険事務所(当時)から平成7年1月9日にB市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年4月頃に行われたと推認でき、加入時点において、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき23年7月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、平成2年6月

頃にB市役所C出張所で国民年金の加入手続を行ったと改めて主張しているが、申立人の手帳記号番号の払出時期について再度調査した結果、申立人の手帳記号番号の記号「D」は、E社会保険事務所（当時）が4年12月から同社会保険事務所管内の市町村に払い出していた記号であり、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する2年6月時点において、同社会保険事務所が払い出していた記号は「F」であることから、申立人が同年6月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

このほかに、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和59年12月1日から60年6月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、平成12年4月1日から同年7月21日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月1日から60年6月21日まで
② 平成12年4月1日から同年7月21日まで

私は、A社に昭和59年9月1日から60年6月20日まで勤務していた。私自身が給与計算等を行っていたが、給与が下がったことは無いにもかかわらず、59年12月1日から60年6月21日までに係る期間の標準報酬月額が17万円とされていることは納得できない。

また、私は、B社に平成12年4月1日から6か月間の雇用契約で入社したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は同年7月21日から同年11月21日までの期間とされている。しかし、同年7月中旬に当該事業所から賞与を支給された記憶があり、入社前に賞与が支給されることは考えられないので、同年4月1日に入社したはずである。同年4月1日から同年7月21日までの期間における厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は昭和59年12月より41万円から17万円に改定されていることが確認できるところ、申立人は、「A社で勤務していた期間について、給与が下がった記憶は無い。」と主張している。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び厚生年保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人と同時期に標準報酬月額が減額となっている元同僚からは、保険料の控除について具体的な供述は得られない上、上記被保険者名簿に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、「平成 12 年 4 月 1 日から B 社に入社した。」と主張している。

しかし、当該事業所から提出された人事記録により、申立人の入社日は平成 12 年 7 月 21 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

また、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、B 社において申立期間②当時に厚生年金保険被保険者であった複数の者に対し申立人の勤務実態について照会した結果、回答のあった一人は、「申立人のことは記憶に無い。」と供述しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、健康保険組合及び雇用保険の加入記録において、申立人の資格取得日はいずれも平成 12 年 7 月 21 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月頃から 39 年 10 月頃まで
私は、昭和 37 年 4 月頃から 39 年 10 月頃までA社にB（職種）として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。この期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年 4 月頃から 39 年 10 月頃までA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張している。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、所在地を管轄する法務局において「A社」という名称の事業所の商業登記は確認できない。

また、申立人は、事業主及び元同僚の氏名の一部しか記憶しておらず、個人を特定することができないことから、事業主等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、当該事業所に勤務していたのは事業主、その妻及び同僚と自分の4人であった。」と供述していることから、当該事業所は、従業員が5人未満の事業所であり、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月1日から9年10月1日まで
② 平成9年10月1日から12年10月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、平成8年3月から9年9月までの標準報酬月額が直前の額に比べて大幅に減額されている。また、この8年3月の月額変更届は同年7月に提出され遡って減額されているので、同年6月までは減額前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであり、差額保険料の返還も受けていないので、標準報酬月額が減額されていることは納得できない。さらに、9年10月から12年9月までの標準報酬月額が受け取っていた給与と比べて低いので、これらを調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「標準報酬月額が直前の額に比べて大幅に減額されている。また、この8年3月の月額変更届は同年7月に提出され遡って減額されているので、同年6月までは減額前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであり、差額保険料の返還も受けていない。」と主張している。

しかし、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によれば、降給月を平成7年12月として、申立人の同年12月から8年2月までの報酬月額は、それぞれ43万8,048円と記載され、当該報酬月額に基づく標準報酬月額は44万円と決定されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる上、事業主は、「申立人が7年*月に*歳となり、同年*月からB共済組合の年金

を受給できることになったことから、会社の給与規程に基づき同月より給与が減額され、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出した。」と回答している。

また、B共済組合は、「申立人の共済年金の支給開始時期は、平成7年*月である。」と回答しており、事業主の供述と符合する。

さらに、事業主から提出された平成8年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、同年の定時決定において、申立人の標準報酬月額が44万円と決定されていることが確認できる上、事業主から提出された9年1月から同年12月までの賃金台帳において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間①のうち、平成8年3月1日から同年7月1日までの期間に係る差額保険料を返還したか否かについて、事業主は、「当時の賃金台帳等の資料は既に処分済みのため、不明である。」としている上、申立期間①当時に当該事業所で社会保険事務を担当していた責任者及び担当者も当時の状況について覚えていない旨回答しており、具体的な供述を得ることはできず、差額保険料が返還されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、オンライン記録において、申立期間①に係る標準報酬月額に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は認められない上、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「標準報酬月額が受け取っていた給与と比べて低い。」と主張している。

しかし、事業主から提出された平成9年及び11年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、9年及び11年の定時決定において、標準報酬月額が47万円と決定されていることが確認できる上、事業主は、「10年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び賃金台帳は保存していないが、定時決定時の平均報酬月額が9年は46万6,808円であり、11年は48万4,721円であることから、10年の定時決定においても報酬月額はほとんど変動がなかったものと考えられる。」と回答している。

また、事業主から提出された平成9年1月から同年12月までの期間及び12年1月から同年12月までの期間の賃金台帳において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録において、申立期間②に係る標準報酬月額に

遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は認められない上、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 24 年 9 月から 34 年末まで A 社に勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の加入期間になっていないことは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 24 年 9 月から 34 年末まで A 社に勤務していた。」と主張しているところ、元同僚は、「A 社に 28 年頃から 33 年頃まで事業主である申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人が当該事業所に 28 年頃から 33 年頃まで勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び全喪事業所早見表において、当該事業所は、昭和 27 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間は適用事業所ではない。

また、上記被保険者名簿において、申立人は昭和 24 年 7 月 20 日に当該事業所の事業主となっていることが確認できるところ、申立人は、「申立期間当時の社会保険の手続について記憶は無く、当時の資料が無いため、厚生年金保険料の控除についても不明である。」と回答している上、申立人が氏名を記憶している元同僚に保険料の控除等について照会したが、具体的な供述を得ることができず、申立期間における保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所において、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した元同僚については、所在が判明しないため、聞き取り調査を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。